

八幡市男女共同参画プラン改訂と策定方法について

<経緯>

本市が取り組む男女共同参画施策の基本指針である「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画 II」は、平成23年度から平成32年度を計画期間としており中間にあたる平成27年度に中間見直しを行い改訂するものです。

(プランの期間) 本プランの推進期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。ただし男女共同参画に関する国内外の変化に対応するため、計画期間の中間にあたる平成27年度までに、市民意識調査などを通じて本市の状況等の把握を行い、プランの中間見直し及び中間まとめを行うものとします。(るーぷ計画II P4)

<策定方法と策定体制>

1 策定方法

- (1) 「八幡市男女共同参画プラン」の前期5年間の総括を行い、社会情勢や市民・事業所意識調査を実施する中で、残りの5年間の後期計画を策定します。
- (2) 基礎的資料の収集及び、現状の分析を行い、委託業者の支援を得て策定します。※(株)サーベイリサーチセンター大阪事務所
- (3) 広範な市民の意見を反映させるため、次の方法を講じます。
 - ① 八幡市男女共同参画プラン懇話会には、学識経験者、各種関係団体の代表者のほか、公募による委員を募ります。
 - ② 市民・事業所意識調査を実施します。
 - ③ 計画素案に対するパブリックコメントを実施します。
- (4) 広報「やわた」や市ホームページを活用し、計画策定過程を市民のみなさんに周知することとしています。

2 策定体制

- (1) 八幡市男女共同参画プラン懇話会
骨子案を審議し、その結果を「提言書」にまとめ、市長に提出します。
- (2) 庁内体制
 - ① 八幡市男女共同参画推進本部
プランに基づく諸施策について企画調整し、総合的かつ効果的に推進します。
 - ② 八幡市男女共同参画推進本部幹事会
基礎的資料の分析、調整を行います。

<改訂スケジュール>

- (1) 別紙1